資料1

第７次熊本県保健医療計画の策定に係る基本方針

平成29年7月13日
熊本県健康福祉部健康福祉政策課

１．計画策定の趣旨等

○医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。

○県政の基本方針である「熊本復旧・復興4カ年戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。なお、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

２．計画期間

○平成30年度から平成35年度まで（6年間※）　※第6次計画まで計画期間は5年間

３．基本的な考え方

○計画の構成・体系について・・・・・資料1-2「第7次熊本県保健医療計画の構成・体系（案）」のとおり

○計画に定める項目について・・・・・資料1-3「第7次熊本県保健医療計画の項目（案）」のとおり

○基本目標の設定について・・・・・資料1-4「基本目標の設定」のとおり

○施策の柱の設定について・・・・・資料1-5「施策の柱の設定」及び1-6「基本目標・施策の柱・項目の関係」のとおり

４．二次保健医療圏の設定

○二次保健医療圏とは、特殊な医療を除く入院医療の需要に対応し、一般的な保健医療が概ね完結できる体制整備を目指す圏域

○「熊本県地域医療構想」の構想区域と一致させる方針※
※平成29年3月15日開催の熊本県保健医療推進協議会にて説明済み

○熊本圏域と上益城圏域を統合し、10圏域を設定※　※資料1-7「第7次熊本県保健医療計画の二次保健医療圏（イメージ）」参照
熊本・上益城、宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、八代、芦北、球磨、天草

参考

○策定スケジュールについて・・・・・補足資料3「第7次熊本県保健医療計画策定スケジュール」

資料1-2

第７次熊本県保健医療計画の構成・体系（案）

１．第６次計画の総合評価において、全体として取組みを概ね予定どおりに推進できたことから、計画の基本的な構成（「①基本構想」「②基本計画」「③計画の実現に向けて」）を維持
２．「①基本構想」の中で第７次計画の「基本目標」を設定し、その目標を実現するための「施策の柱」を「②基本計画」の中に設定
３．「熊本県地域医療構想」（平成29年3月策定）を推進するため、その方向性等を「①基本構想」に追加
４．熊本地震からの復興や教訓を踏まえた対応等について「②基本計画」に追加

第６次熊本県保健医療計画

①基本構想

〔 基 本 目 標 〕

いつまでも健康で、
安心して暮らせるくまもと

～県民一人ひとりが、生涯を通じて、住み慣れた地域で、健康で楽しく、安心安全に暮らせる保健医療の推進～

②基本計画

〔 施 策 の 柱 〕

○子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり
○安心して暮らせる保健医療の推進
○保健医療関係の人材の確保と資質の向上
○健康危機に対応した体制づくり

③計画の実現に向けて（県民・関係機関の役割、進行管理など）

〔 地域保健医療計画 〕※2

二次保健医療圏ごとに、地域の特性に応じた取組みや重点的な取組みを記載する１１の計画
①熊本　②宇城　③有明　④鹿本　⑤菊池　⑥阿蘇
⑦上益城　⑧八代　⑨芦北　⑩球磨　⑪天草

第6次計画の総合評価、熊本復旧・復興4カ年戦略を踏まえた変更

国の指針、熊本県地域医療構想の策定を踏まえて追加

「施策の柱（4本）」は基本的に維持（項目に大きな変更がなかったため）

熊本地震からの創造的復興や教訓を生かした取組みに関する内容を整理

第6次評価を踏まえ、地域計画は課題の掘り下げや、重点的な取組みの推進といった役割を明確化

第７次熊本県保健医療計画

①基本構想

〔 基 本 目 標 〕

安全安心な暮らしに向けた、
一人ひとりの健康づくりと
地域における保健医療の提供

（新） 地域医療構想の推進

②基本計画

〔 施 策 の 柱 〕

（案）子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり
（案）地域で安心して暮らせる保健医療の提供
（案）地域の保健医療を支える人材の確保・育成
（案）健康危機に対応した体制づくり

（新）熊本地震からの医療提供体制の創造的復興

③計画の実現に向けて（県民・関係機関の役割、進行管理など）

第７次地域保健医療計画

二次保健医療圏ごとに、地域の課題の掘り下げや連携体制の構築など、地域の特性応じた重点的な取組み等を記載する１０の計画を策定（県計画と整合を図る）
①熊本・上益城　②宇城　③有明　④鹿本　⑤菊池
⑥阿蘇　⑦八代　⑧芦北　⑨球磨　⑩天草

第７次熊本県保健医療計画の項目（案）

資料1-3

第６次熊本県保健医療計画の項目

第１編 基本構想	第１章　計画策定の考え方		
	第２章　計画改訂の背景		
	第３章　計画の目標と施策の柱		
第２編 基本計画	第１章　保健医療圏の設定と基準病床数		
	第２章　子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり	第１節 子どもの頃からの生涯を通じたより良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進	第１項　子どもの頃からのより良い生活習慣の形成
			第２項　生涯を通じた健康づくりの推進
		第２節　生活習慣病の発症予防と重症化予防	
		第３節　健康を支え、守るための社会環境の整備	
	第３章　安心して暮らせる保健医療の推進	第１節　住民、患者の立場に立った保健医療の推進	第１項　医療機能の適切な分化と連携
			第２項　医療に関する情報提供
			第３項　医療安全対策
			第４項　医療に関する情報化
			第５項　人権に配慮した保健医療
			第６項　保健所の機能強化
		第２節　疾病に応じた保健医療対策の推進	第１項　がん
			第２項　脳卒中
			第３項　急性心筋梗塞
			第４項　糖尿病
			第５項　精神疾患
			第６項　認知症
			第７項　難病
		第３節　特定の課題に対応した保健医療対策の推進	第１項　在宅医療
			第２項　救急医療
			第３項　災害医療
			第４項　へき地の医療
			第５項　周産期医療
			第６項　小児医療（小児救急医療を含む）
			第７項　歯科保健医療対策
			第８項　母子保健
			第９項　高齢者保健医療福祉（介護保険含む）
			第１０項　障がい保健医療福祉
			第１１項　臓器移植
			第１２項　血液の確保
	第４章　保健医療関係の人材の確保と資質の向上	第１節　医師	
		第２節　歯科医師	
		第３節　薬剤師	
		第４節　保健師・助産師・看護師・准看護師	
		第５節　管理栄養士・栄養士	
		第６節　歯科衛生士・歯科技工士	
		第７節　その他の保健医療従事者	
		第８節　介護・福祉従事者	
	第５章　健康危機に対応した体制づくり	第１節 健康危機管理に関する体制	
		第２節　感染症への対策	第１項　感染症
			第２項　結核
			第３項　エイズ・性感染症
			第４項　肝炎
			第５項　HTLV－1（ヒトT細胞白血病ウイルス）
			第６項　新型インフルエンザ
		第３節　医薬品等の安全対策	
		第４節　食品の安全確保と衛生管理	
		第５節　生活衛生	
第３編　計画の実現に向けて			

計画全体の考え方に当たる「基本構想」に、2025年の目指すべき医療提供体制等を定めた「地域医療構想」の視点を追加

関係計画である「くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）」の改定内容を反映

第６次計画の総合評価を踏まえ、住民・患者の立場から施策を推進していく項目を整理
保健所の役割は項目ごとに記載するよう整理

平成29年３月31日付け厚生労働省医政局長通知「医療計画の作成について（医療計画作成指針）」を踏まえた対応

第６次計画の総合評価を踏まえた取組みの具体化や整理、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題への対応を追加

各項目に記載した熊本地震からの復興や教訓を生かした取組みに関する内容を整理

第７次熊本県保健医療計画の項目（案）

第１編 基本構想	第１章　計画策定の考え方		
	第２章　計画改訂の背景		
	第３章　計画の目標と施策の柱		
	（新）**第４章　地域医療構想の推進**　※概要を記載し、「第２編 基本計画」で具体的施策を推進		
第２編 基本計画	第１章　保健医療圏の設定と基準病床数		
	施策の柱 **第２章　子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり** ★次期ヘルスプラン項目名に合わせて変更予定	第１節 子どもの頃からの生涯を通じたより良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進	第１項　子どもの頃からのより良い生活習慣の形成
			第２項　生涯を通じた健康づくりの推進
		第２節　生活習慣病の発症予防と重症化予防	
		第３節　健康を支え、守るための社会環境の整備	
	施策の柱 **第３章　地域で安心して暮らせる保健医療の提供**	第１節　住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第１項　医療機能の適切な分化と連携
			（整理）**第２項　医療情報の提供・ネットワーク化**
			第３項　医療安全対策
			第４項　人権に配慮した保健医療
			（移行）**第５項　臓器移植**
			（移行）**第６項　血液の確保**
		第２節　疾病に応じた保健医療施策の推進	第１項　がん
			第２項　脳卒中
			第３項　心筋梗塞等の心血管疾患
			第４項　糖尿病
			第５項　精神疾患
			第６項　認知症
			第７項　難病
			（新）**第８節　アレルギー疾患**
			（新）**第９節　今後高齢化に伴い増加する疾患**
		第３節　特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第１項　在宅医療
			第２項　救急医療
			第３項　災害医療
			第４項　へき地の医療
			第５項　周産期医療
			第６項　小児医療（小児救急医療を含む）
			第７項　歯科保健医療対策
			第８項　母子保健
			第９項　高齢者保健医療福祉（介護保険含む）
			第１０項　障がい保健医療福祉
	施策の柱 **第４章　地域の保健医療を支える人材の確保・育成**	第１節　医師	
		第２節　歯科医師	
		第３節　薬剤師	
		第４節　保健師・助産師・看護師・准看護師	
		第５節　管理栄養士・栄養士	
		第６節　歯科衛生士・歯科技工士	
		第７節　その他の保健医療従事者	
		第８節　介護・福祉従事者	
	施策の柱 **第５章　健康危機に対応した体制づくり**	第１節 健康危機管理に関する体制	
		第２節　感染症への対策	（整理）**第１項　感染症対策の推進**
			（新）**第２項　輸入感染症**
			第３項　結核
			（整理）**第４項　エイズ・性感染症・HTLV-1**（ヒトT細胞白血病ウイルス）
			第５項　肝炎
			第６項　新型インフルエンザ
		（整理）**第３節　食品、医薬品等の安全対策**	**第１項　食中毒・食品安全**
			第２項　医薬品等の安全対策
	第６章　熊本地震からの医療提供体制の創造的復興	第１節　医療提供体制の回復・充実	
		第２節　保健医療を支える人材確保等（県外流出防止等）	
		第３節　熊本地震の教訓を踏まえた取組み等	
第３編　計画の実現に向けて			

資料1-4

「基本目標」の設定（案）

「基本目標」＝ 計画全体の“目指す姿”として設定

４カ年戦略

第Ⅰ期 ※策定時期H20.12月
計画期間：平成20～23年度
長寿安心くまもと
住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

第Ⅱ期 ※策定時期H24.6月
計画期間：平成24～27年度
いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと

第Ⅲ期 ※策定時期H28.12月
計画期間：平成28～31年度
安心で希望に満ちた暮らしの創造
～安心・希望を叶える～

保健医療計画

第５次計画 ※策定時期H20.3月
計画期間：平成20～24年度
安心安全な医療体制の整備
誰もが生涯を通じて住み慣れた地域で安心して生活を楽しむことができる

第６次計画 ※策定時期H25.3月
計画期間：平成25～29年度
いつまでも健康で、安心して暮らせるくまもと
県民一人ひとりが、生涯を通じて、住み慣れた地域で、健康で楽しく、安心安全に暮らせる保健医療の推進

第７次計画（案） ※策定予定時期H30.3月
計画期間：平成30～35年度
安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供

【第７次計画の「基本目標」の考え方】

○これまでの県保健医療計画との継続性を考慮
○２０２５年に向けた、地域包括ケアシステムの構築、地域医療構想の推進、健康寿命の延伸など、保健医療施策の大きな方向性を踏襲
○県の基本方針である「熊本復旧・復興４カ年戦略」の策定趣旨を踏襲

【第７次計画の「基本目標」の表す意味】

○「熊本復旧・復興４カ年戦略」に掲げる「安全安心な暮らし」の実現に向けて、県民一人ひとりが健康に生活することを基本として、災害時や緊急時にも安全安心に対応でき、効率的で質の高い地域における医療提供体制の確立を目指す。
○本人や家族が希望すれば、住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

資料1-5

「施策の柱」の設定（案）

「施策の柱」＝「基本目標」を達成するため、「基本計画」に定める多様な項目を体系的に整理する施策の大きな方向性

【施策の柱の設定の考え方】

- 基本計画に定める項目（施策の柱の中身に相当）に大きな変更がなかったため、第６次計画で設定した４本の「施策の柱」を基本的に維持
- 「基本目標」に沿って「地域」の視点を加えて、施策の柱②と③を一部修正

※熊本地震関係の対応等については、施策の柱とは別に各項目の内容から関係部分をとりまとめる

第６次県計画の「施策の柱」

〔施策の柱〕

①子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり

②安心して暮らせる保健医療の推進

③保健医療関係の人材の確保と資質の向上

④健康危機に対応した体制づくり

第７次県計画の「施策の柱」（案）

〔施策の柱〕

健康増進計画（ヘルスプラン）に関する柱

案①「子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり」

保健医療施策（疾病・事業等）に関する柱

案②「地域で安心して暮らせる保健医療の提供」

医療・保健・福祉関係の人材確保等に関する柱

案③「地域の保健医療を支える人材の確保・育成」

健康危機管理体制の整備等に関する柱

案④「健康危機に対応した体制づくり」

熊本地震関係の対応等

案「熊本地震からの医療提供体制の創造的復興」

資料1-6

「基本目標」「施策の柱」「項目」の関係

基本目標

安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供

施策の柱

子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり

項目

①子供の頃からの生涯を通じた健康づくり
- 子供の頃からのより良い生活習慣の形成
- 生涯を通じた健康づくりの推進

②生活習慣病の発症予防と重症化予防

③健康を支え、守るための社会環境の整備

地域で安心して暮らせる保健医療の提供

①住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進
- 医療機能の適切な分化と連携
- 医療情報の提供・ネットワーク化
- 医療安全対策
- 人権に配慮した保健医療
- 臓器移植　・血液の確保

②疾病に応じた保健医療施策の推進
- ５疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
- 認知症　・難病
- アレルギー疾患
- 高齢化に伴い増加する疾患

③特定の課題に応じた保健医療施策の推進
- ５事業（在宅医療、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）
- 歯科保健医療　・母子保健
- 高齢者保健医療福祉
- 障がい保健医療

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

①医師

②歯科医師

③薬剤師

④保健師・助産師・看護師・准看護師

⑤管理栄養士・栄養士

⑥歯科衛生士・歯科技工士

⑦その他の保健医療従事者

⑧介護・福祉従事者

健康危機に対応した体制づくり

①健康危機管理に関する体制

②感染症への対策
- 感染症対策の推進
- 輸入感染症　・結核
- エイズ・性感染症・HTLV-1
- 肝炎
- 新型インフルエンザ

③食品・医薬品等の安全対策
- 食中毒、食品安全
- 医薬品等の安全対策

熊本地震

熊本地震からの医療提供体制の創造的復興

資料1-7

第７次熊本県保健医療計画の二次保健医療圏（イメージ）

二次保健医療圏の設定に当たって、「熊本県地域医療構想」（平成29年３月策定）の構想区域と一致させる方針であることから、熊本圏域と上益城圏域を統合する。

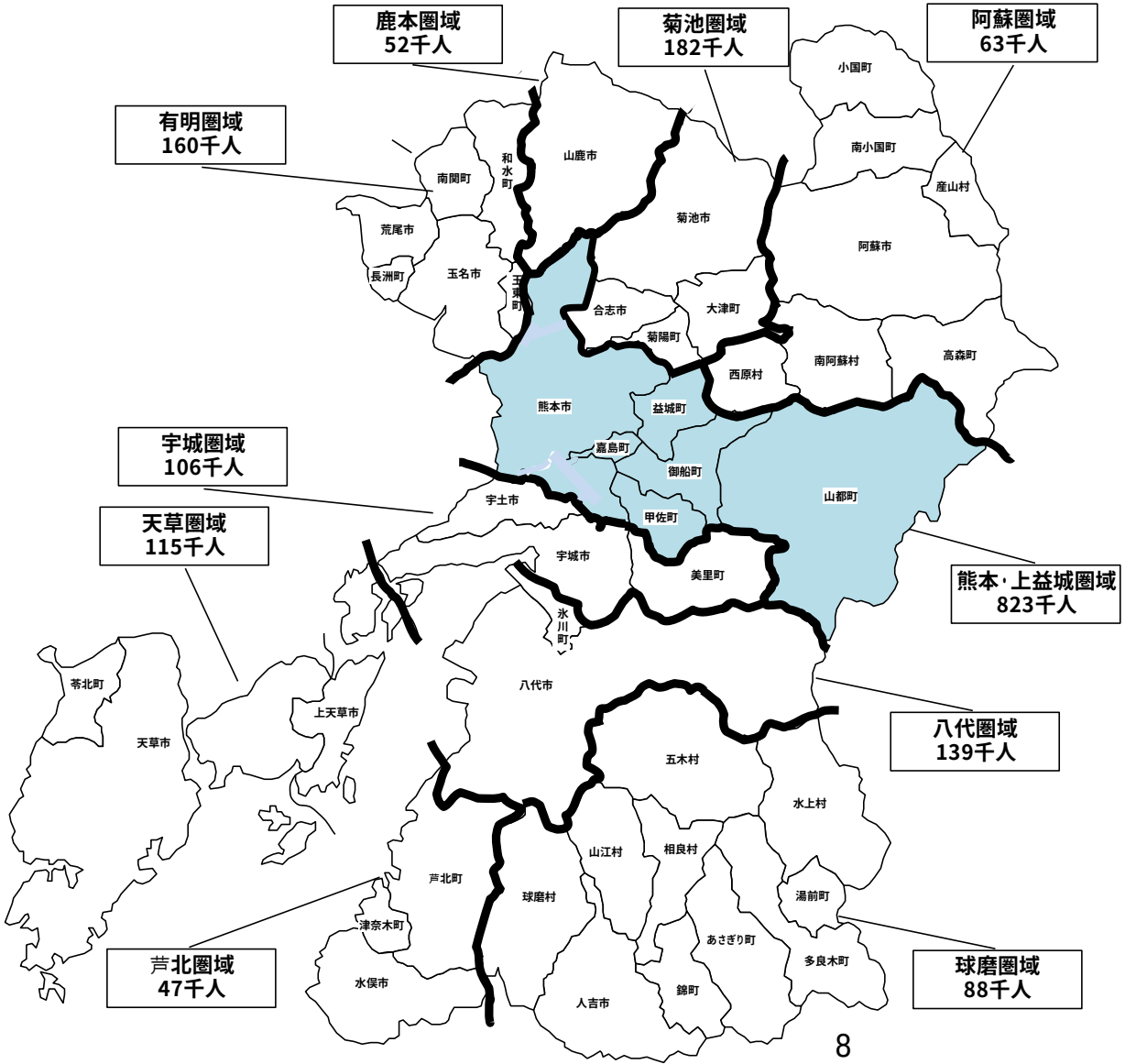

＊圏域ごとの人口は、熊本県推計人口調査（平成28年10月1日現在）より、千人未満を四捨五入して記入

補足資料1

項目別素案作成に係る留意事項

通常の計画改定時の留意点

１．第６次計画の総合評価から見えてくる課題等を踏まえ、内容に反映する。

２．国の通知で示された新たに対応すべき事項等について、内容に反映する。

①「医療計画の作成について（医療計画作成指針）」（平成29年３月31日付け厚生労働省医政局長通知）

②「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年３月31日付け同局地域医療計画課長通知）

３．社会情勢の変化、県民意識調査の結果等を踏まえ、内容に反映する。

＋

今回の新たな留意点

１．熊本県地域医療構想で定める「将来の目指すべき医療提供体制」の実現に向けた３つの方向性について、内容に反映する。

①病床機能の分化と連携　②在宅医療等の充実　③医療従事者・介護従事者の養成・確保

２．熊本地震からの創造的復興や教訓を踏まえた対応等について、内容に反映する。

↓

検討体制の見直しに伴う留意点

◎　分野（項目）別の協議会等で、しっかりと掘り下げた検討・協議を行う。

◎　保健医療推進協議会で、項目について横断的な検討・協議を行う。

分野別検討体制

補足資料2

分　野		審議会･協議会等	事務局
構想区域 (＝二次保健医療圏)		①熊本県地域医療構想検討専門委員会（H27.6.4～29.2.22） ②各地域医療構想検討専門部会（H27.7.3～28.12.21）	医療政策課
地域医療構想の推進		①熊本県地域医療構想調整会議（H29.6.30～） ②各地域医療構想調整会議（H29年度設置予定）	医療政策課
医師確保等		熊本県医療対策協議会	医療政策課
５疾病・認知症	がん	熊本県がん対策推進懇話会（H21.10～）	健康づくり推進課
	脳卒中	熊本県脳卒中医療推進検討会議（H20.11.18～）	医療政策課
	心筋梗塞等の心血管疾患	熊本県心筋梗塞等の心血管疾患医療推進検討会議（H21.3.9～） （旧熊本県急性心筋梗塞医療推進検討会議）	医療政策課
	糖尿病	くまもと21ヘルスプラン推進委員会（H12.8,30～） ※「くまもと21ヘルスプラン」の検討の場	健康づくり推進課
	精神疾患	熊本県精神保健福祉審議会（S40.10.12）	障がい者支援課
	認知症	①熊本県認知症疾患医療連携協議会（H22.2.17～） ②熊本県社会福祉審議会高齢者専門分科会保健福祉部会	認知症対策･地域ケア推進課
５事業・在宅医療	救急医療	熊本県救急医療専門委員会（H20.12.1～）	医療政策課
	災害医療	熊本県災害医療提供体制検討委員会（H24.11.22～）	医療政策課
	へき地医療	熊本県へき地保健医療対策に関する協議会（H15.9.1～）	医療政策課
	周産期医療	熊本県周産期医療協議会（H15.4.1～）	医療政策課
	小児医療	熊本県小児医療体制検討会議（H18.8.31～）	医療政策課
	在宅医療	熊本県在宅医療連携体制検討協議会（H25.5.14～）	認知症対策･地域ケア推進課
その他保健医療	難病	難病医療連絡協議会（H11.3.16～）	健康づくり推進課
	歯科保健医療	熊本県歯科保健推進会議（H17.3.22～）	健康づくり推進課
	母子保健	子ども子育て会議（H25.10.11～） ※「くまもと子ども･子育てプラン」の検討の場	子ども未来課
	高齢者保健医療福祉（介護保険含む）	熊本県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会	高齢者支援課
	発達障がい（児）者保健医療福祉	障がい者施策推進審議会（S48～） ※「くまもと障がい者プラン」の検討の場	障がい者支援課
	重症心身障がい（児）者保健医療福祉	障がい者施策推進審議会（S48～） ※「くまもと障がい者プラン」の検討の場	障がい者支援課
	臓器移植	熊本県移植医療推進ネットワーク協議会（H23.7.29～）	薬務衛生課
	血液の確保	熊本県献血推進協議会（S47.11.24～）	薬務衛生課
	肝炎	熊本県肝炎対策協議会（H21.4.22～）	健康危機管理課
	結核	熊本県結核対策推進会議（H23.1.28～）	健康危機管理課
	エイズ	熊本県エイズ対策会議（H4.5.29～）	健康危機管理課

第７次熊本県保健医療計画策定スケジュール

補足資料3

29.7.13現在

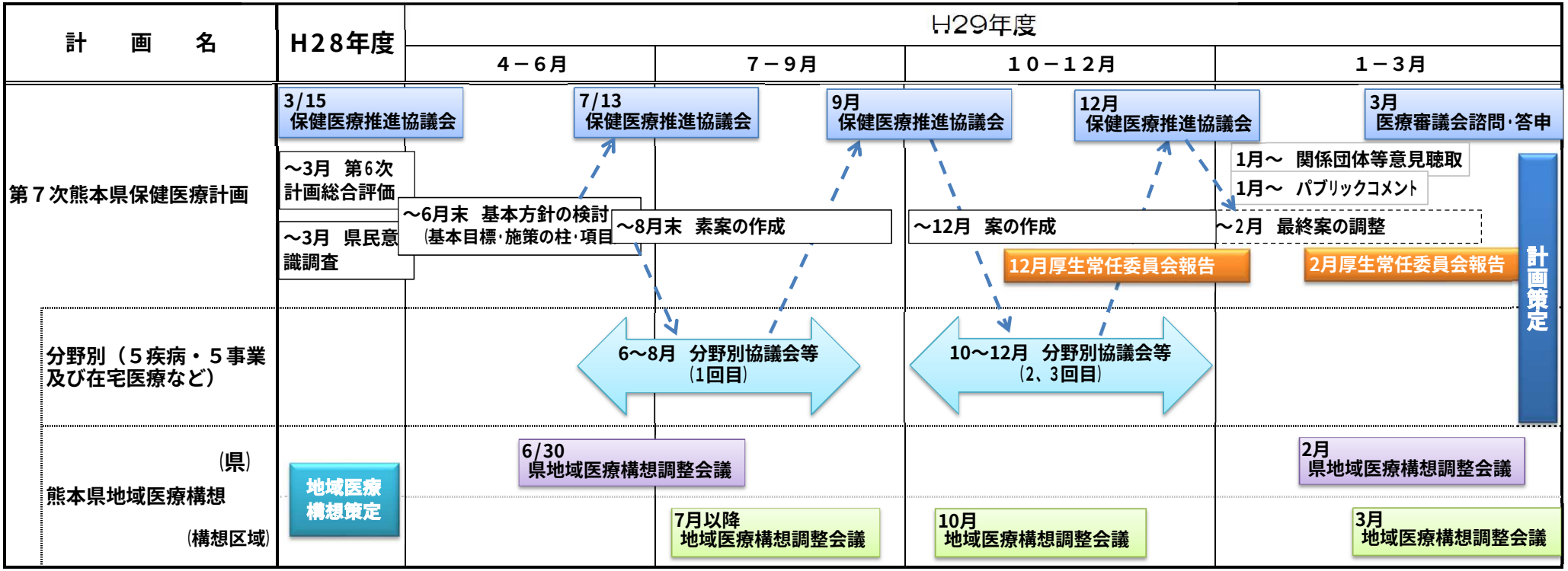
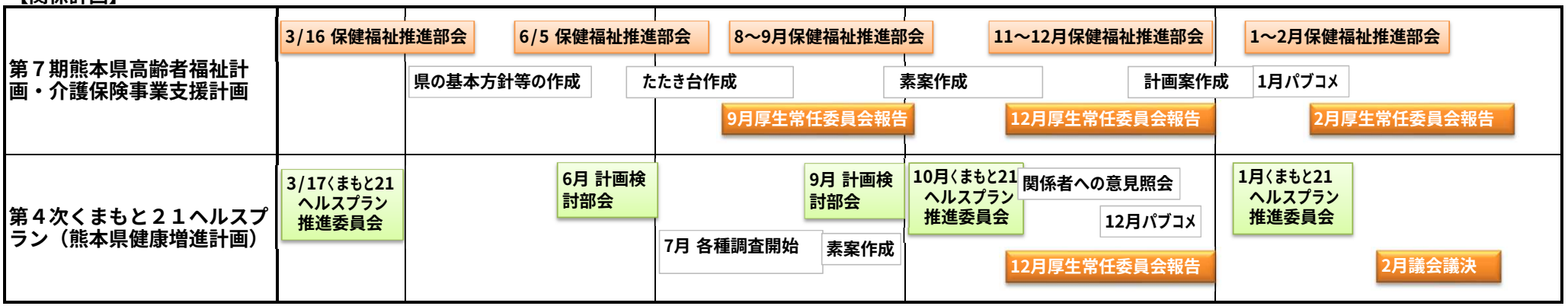
【関係計画】